

## 別記－1

## 受注希望型競争入札に係る低入札価格調査事務処理試行要領第16に係る「調査資料等の公表」ガイドライン(建設工事)

1 調査資料等の公表に当たっては、本ガイドラインを参考として「2 非公開情報」部分をマスキングした上で、当該工事等の契約後に閲覧により公表する。

NO	調査資料等の名称等 調査根拠:地方自治法第234条第3項 地方自治法施行令第167条の10	非公開情報の目安		
		根拠	非公開部分の例示	情報公開条例 第7条 公文書の公開義務
様式1.2	低入札価格調査の実施通知書(調査対象者あて)	公共工事の適正化促進法第7条、第8条		
様式3-1	低入札価格調査制度に関する調査回答について	〃		第7条(2)
①	その価格により入札した理由	〃		
②	入札価格の内訳書、見積書等の内容	公共工事の適正化促進法第7条、第8条、第12条	(調査対象者の内訳書、下請業者見積書の総額は公開)	
	・下請業者の見積書	〃	単価、金額、見積先担当者の氏名及び個人印影等	第7条(2)(3)
	・見積単価の根拠	〃	〃	
	・施工体制台帳	公共工事の適正化促進法第7条、第8条、第15条 建設業法第24条の7「発注者の閲覧に供す」	下請負人の技術者の生年月日、住所等の個人情報	第7条(2)
	・施工体系図	〃 建設業法第24条の7「工事現場に掲示」		
	・安全管理方法と費用見積書	公共工事の適正化促進法第7条、第8条		
③	諸経費の詳細な根拠資料	〃		
別添 202	【発注機関が行う調査】(発注機関あて) 調査判断項目(建築工事・建築工事以外)	〃		
④	資材購入先	〃		
⑤	建設副産物の処理方法と処理先	〃	契約単価	第7条(3)
⑥	技術者及び労働者の保有と具体的配置計画	公共工事の適正化促進法第7条、第8条、第1516条	配置技術者の生年月日、住所、学歴、保険証等の個人情報	第7条(2)
	・社員数と当該現場への配置計画(職種別)	〃	その他社員の生年月日、住所、学歴、保険証等の個人情報	第7条(2)
	・技術者リストと当該現場の配置予定者	〃	〃	第7条(2)
⑦	経営内容と信用保証	公共工事の適正化促進法第7条、第8条 建設業法第13条、令5条第3項(財務諸表等の既定様式による)		
	・賃借対照表	〃		
	・損益計算書	〃		
	・利益処分(損益処理)	〃		
	・取引金融機関名	〃		
⑧	配置技術者名簿	公共工事の適正化促進法第7条、第8条、第15条	配置技術者の氏名、生年月日、住所、学歴、保険証等の個人情報	第7条(2)
様式3-2	低入札価格調査に関する調査の提出について (工事調査様式1、2、工事調査表－1～9)	公共工事の適正化促進法第7条、第8条	単価、金額、見積先担当者の氏名及び個人印影等 下請負人の技術者の生年月日、住所等の個人情報 配置技術者の生年月日、住所、学歴、保険証等の個人情報	第7条(2)
様式4	調査資料送付(会計局長あて)	〃		
別添 201	【会計局が行う調査】(会計管理者あて) 調査判断項目の調査用 諸経費算定シート(建築工事・建築工事以外)	〃		
様式5	調査報告(発注機関あて)	〃		
様式6	調査結果について(履行可能者あて)	〃		
様式7	調査結果について(調査失格者あて)	〃		

2 長野県情報公開条例第7条に基づく「非公開情報」は以下の各号のとおり。※一部省略していますので、詳細は「情報公開事務の手引き」を参照して下さい。

- (1) 法令若しくは条例等の規定により、公開することができない情報。
- (2) 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものや、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの(ただし、法令や慣行により公にされている情報、人の生命、健康、生活等を保護するため公開が必要な情報、公務員の職務遂行に係る職、氏名及び職務内容等は公開)。
- (3) 法人等の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する情報。
- (4) 公開することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす情報。